

平成26年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月8日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	企画課長 関富夫君
財政課長 関利幸君	税務課長 鈴木克己君
市民課長 渡辺茂雄君	介護健康課長 大鐘裕之君
生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君	福祉課長 花ヶ崎善一君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 酒井清彦君	水道課長 岩瀬健一君
会計課長 岩瀬義博君	教育課長 軽込貫一君
社会教育課長 菅根光弘君	総務課総務係長 屋代浩君
総務課職員係長 君塚恒寿君	総務課秘書係長 軽込一浩君
総務課消防防災係長 神戸哲也君	代表監査委員 市川愼一君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定

第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第27号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについて

議案第28号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについて

議案第29号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

第6 議案上程・説明・報告

議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 工事請負変更契約の締結について

議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算

議案第39号 決算認定について
(平成25年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第40号 決算認定について
(平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第41号 決算認定について
(平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

議案第42号 決算認定について
(平成25年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第43号 利益の処分及び決算認定について
(平成25年度勝浦市水道事業会計決算)

報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について

報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第7 休会の件

開 会

平成26年9月8日(月) 午前10時開会

○議長(岩瀬義信君) ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました

た。これより平成26年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。目羅事務局長。

〔事務局長 目羅洋美君登壇〕

○事務局長（目羅洋美君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成26年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る9月3日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月8日から9月25日までの18日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第27号から議案第29号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、議案第27号及び議案第28号は、質疑を経て採決。議案第29号は質疑・討論を経て採決をお願いします。

次に、議案第30号から議案第43号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに、議案第35号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第3号及び報告第4号の報告を受け、続いて、議案第39号から議案第42号までの4件の決算認定について、議案第43号 利益の処分及び決算認定について、並びに報告第3号及び報告第4号の報告に対し、監査委員から決算審査意見、財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、散会する。

第2日目の9月9日は、議案調査等のため休会とし、第3日目の9月10日及び第4日目の9月11日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いします。なお、通告のありました議員は8名であります。

第5日目の9月12日から第8日目の9月15日までの4日間は休会とし、第9日目の9月16日は定刻午前10時に開会し、議案第30号から議案第43号までを逐次上程し、質疑を行い、それぞれ所管の常任委員会へ付託する。なお、議案第39号から議案第42号までの4件の決算認定について、並びに議案第43号の利益の処分及び決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いします。

第10日目の9月17日から第17日目の9月24日までの8日間は、委員会審査等のため休会して

いただき、この間、9月17日の午前10時に総務常任委員会、9月18日の午前10時に建設経済常任委員会、午後1時に教育民生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。また、9月19日及び22日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月25日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、4件の決算認定について、並びに水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

次に、平成26年度勝浦市一般会計補正予算及び教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件の追加議案の提出が予定されておりますので、それらを上程し、市長から提案理由の説明を受け、補正予算については質疑、討論を経て採決、教育委員の選任同意については質疑を経て、採決をお願いする。

続いて、会議規則第104条の規定による各常任委員会の所管事務調査につきまして、同規則第110条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。本日、平成26年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中をご参集いただき厚くお礼申し上げます。

それでは、ただ今から行政報告を申し上げます。

初めに、勝浦市芸術文化交流センターの愛称の決定についてであります。

勝浦市芸術文化交流センターの開館に伴い、本施設が今後市民の皆様に長く愛され、親しまれるような愛称を募集したところ、212点の応募があり、愛称選定委員会で5点を選定いたしました。そして、6月21日から7月21日までの期間で市内在住・在勤・在学の皆様に5点のうちからどれがよいか、投票をお願いいたしましたところ、2,236票の投票をいただきました。

開票の結果、愛称は、最多得票数677票を獲得したküste(キュステ)に決定いたしました。

küste(キュステ)はドイツ語で海岸を意味し、響きも良く、küste(キュステ)の「ü(ユー)」がにっこり笑っている人にも握手している人たちにも見えるという作者の思いが込められています。

今後は、本施設の開館に向けて、愛称を周知し、より多くの皆様に親しんでいただける施設

を目指すとともに、チラシ、ポスター及びホームページなどに広報活用することで愛称の定着を図ってまいります。

次に、夏季の観光客についてであります。

梅雨明けが遅れたこと及び8月上旬に日本に上陸した台風11号の影響により夏季の観光客は低迷しておりましたが、その後の天候の回復などにより、ほぼ昨年同様の入り込み客がありました。

まず、海水浴客の入り込状況について申し上げますと、海水浴場につきましては、一部を除き7月19日から8月24日までの37日間開設いたしました。期間中の入り込数は、昨年よりも7,000人減の30万9,000人でした。

次に、海中公園センターの7月、8月入園者につきましては、昨年よりも357人増の3万689人でありました。

夏の恒例イベントであります「勝浦若潮まつり花火大会」は、8月12日に開催いたしましたところ、雨により天候には恵まれませんでした。4万人の来場者がありました。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（岩瀬義信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（岩瀬義信君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において藤本治議員及び松崎栄二議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（岩瀬義信君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。

議案第27号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについて、議案第28号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第27号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについてであります。本案は、本市の市勢発展、文化の交流及び公共の福祉増進に多大なご功績のありました、元勝浦市長故山口吉暉氏を勝浦市名誉市民条例第2条第1項の規定により、その決定につき議会のご同意を得て、名誉市民の称号を贈ろうとするものであります。

山口氏の略歴と主な功績を申し上げますと、大正10年7月27日、旧総野村杉戸にお生まれになり、戦後、農業の傍ら、子どもたちにボランティアで柔道を教えるなど、かねてより強い郷土愛精神を持っておられ、昭和35年から勝浦市教育委員、その後、昭和38年から勝浦市議会議員を歴任の後、昭和42年に勝浦市長選挙に出馬、当選をなされました。

以来、高い政治理念と温情あふれる人柄から、市民の信望を得て、平成11年3月に勇退されるまで、全国的にも類を見ない連続8期、実に32年間、勝浦市長として広く市民の要望に応え、市勢発展、文化の興隆及び福祉の増進のため、多大なるご貢献をなされました。

市長在任中は、その優れた行政手腕と高邁な政治信念を持ち、市政運営に取り組み、ご功績といたしましては、市の上水道及び簡易水道の整備、特別養護老人ホーム総野園の開設、千葉県勝浦海中公園の建設、千葉県栽培漁業センターの誘致、国際武道大学の誘致、市防災対策の強化、JR外房線複線化の推進など、そのご功績は枚挙にいとまがありません。

このように、山口氏は、市の抱えている課題点、改善点をいち早く見つけ、常にスピード感を持って取り組んでこられ、また、長きにわたって、熱烈な郷土愛と使命感を持ち、市勢発展のためご貢献されたご功績は、市民ひとしく称賛に値するものと考えます。

そこで、同氏のご功績をたたえ、勝浦市名誉市民に推戴いたしたく、その決定につき、議会のご同意を賜りたいと存ずる次第でございます。

なお、ご承知のとおり、山口氏は惜しくも平成18年7月にご逝去されましたが、勝浦市名誉市民条例第2条第2項の規定に基づき、名誉市民に推挙申し上げる次第でございます。

また、去る8月1日には、勝浦市名誉市民選考委員会に諮問したところ、全回一致で妥当と認める旨の答申を賜っておりますことを申し添えます。

次に、議案第28号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについてであります。本案は、福祉増進を主に、本市への継続的かつ多額のご寄附、また、ご自身の企業活動を通じて市の基幹産業である観光、商工業といった地域経済の振興による市勢の発展に多大の貢献をされている小高芳男氏を、勝浦市名誉市民条例第2条第1項の規定により、その決定につき議会のご同意を得て、名誉市民の称号を贈ろうとするものであります。

小高芳男氏の略歴と主な功績を申し上げますと、昭和29年から家業の旅館業を継承され、市内墨名に県下有数の宿泊規模を誇る大型観光ホテルを開設されるなど、自社の発展にご努力さ

れてこられた中で、昭和41年9月に株式会社勝浦ホテル三日月の代表取締役社長にご就任、さらに昭和47年には、旧天津小湊町内浦の株式会社小湊ホテル三日月、現株式会社鴨川ホテル三日月の代表取締役社長にご就任され、現在は三日月グループの代表取締役会長を務められています。

これまで当該法人の役員として卓越した企業理念のもとに経営の手腕を発揮され、勝浦市のほか、鴨川市、木更津市など、県内を初め、栃木県鬼怒川などにおいて、宿泊施設や娯楽施設等の事業経営に邁進され、各地域の観光振興や商工業の発展に大きくご尽力をいただいております。

さらに、近年では、太陽光を利用した発電事業を通じ、エネルギー・環境問題にも取り組まれています。

一方、昭和58年4月から2期8年間にわたり千葉県議会議員を務められ、地方行政と千葉県政のパイプ役として、県政連携の立場から外房周辺地域の観光産業や水産業の進展など、県政の発展、県民福祉の向上にも大きく寄与されております。

また、これまでに本市の高齢者福祉の増進を初め、広く地域福祉の充実や芸術文化の振興に資するためにと小高芳男氏個人名義でのご寄附、さらに法人名義でも多額のご寄附をいただいているところであります。

小高氏個人名義では、これまで4度、合計1億5,000万円、個人・法人合わせますと実に3億7,200万円ものご寄附をいただいております、このことにより紺綬褒章の受章の栄に浴されておりますことは周知のとおりであります。

市では、このご寄附を、母子家庭や心身障害者児への福祉手当等、さらには高齢者の方への福祉増進事業、また、新しい芸術文化交流センターのグランドピアノ等の購入などのために活用させていただいております。

こうした継続的かつ多額のご寄附につきましては、福祉行政を初め、一層の市民福祉の充実・向上など、まさに小高氏が本市の繁栄を心から希求されていらっしゃるものであります。

このように、小高氏と本市とのかかわり合いは、市制施行当初より極めて深く、いまや全国屈指の大型観光ホテル業を初めとした法人事業の推進や、これまでの県議会議員としての活動等を通じまして、勝浦市の名を広く全国に知らしめられ、本市の基幹産業でもあります観光業や商工業の振興にご尽力され、地域経済の発展、雇用機会の創出等に大きくご貢献をされ、さらに市への高額のご寄付をなされているご功績は、勝浦市民ひとしく称賛に値するものと考えます。

なお、小高氏は既に鴨川市の名誉市民となっておりますが、山口氏同様、去る8月1日に勝浦市名誉市民選考委員会に諮問したところ、全会一致で妥当と認める旨の答申を賜っておりますことを申し添えます。

以上で、議案第27号及び議案第28号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号、以上2件に

については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号及び議案第28号、以上2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第27号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第28号 勝浦市名誉市民の決定につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、これに同意することに決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第29号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第29号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、名誉市民の決定に係る歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に295万5,000円を追加し、予算総額を106億3,652万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、一般管理費に295万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、繰越金295万5,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 肖像画を制作する費用として委託料が計上されております。名誉市民を伝承するそういう肖像画を掲げるということですが、前例があるのかないのか、私の知ると

ころでは、前市長の肖像画を市長室の応接間のほうに掲げられておられると思うんですけれども、そういったものと同等のものが庁舎3階応接室に掲示されるということかと思うんですが、1階ロビーにつきましての肖像画、これは前例がないものかと思いますが、こういったものが余りにも華美なものになるということは慎まなければならないと思いますが、節度を持ったものであるのかどうかということにつきまして、どのような程度のものなのかというのを多少ご説明をいただきたいと思うんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今現在、歴代の市長方は市長の応接間に額としてそれぞれ肖像画を掲げております。この肖像画につきましては、内容は油絵ではなくて陶板画、いわゆる写真を陶板に張りつけて永久に色が変わらないというようなもので、今やっております。今回、この肖像画はまず描いてもらって油絵として展示をするということでございまして、本当は陶板画にしたいと思いましたが、陶板が値段が非常に高うございますので、今回は油絵ということで、庁舎に入りまして入り口に、大体約60号ぐらいの肖像画、油絵を掲げ、なおかつ10号程度のものを市長の応接室に油絵として掲げようということで、経費を非常に絞った形でのものにしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・報告

○議長（岩瀬義信君） 日程第6、議案を上程いたします。議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について、議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 工事請負変更契約の締結について、以上5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第30号から議案第34号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定についてであります。本案は、平成26年4月1日、本市が過疎地域の指定を受けたことに伴い、過疎地域の自立促進に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成26年度から平成27年度までを計画年次とする過疎地域自立促進計画を策定しようとするものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、策定に当たって議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本年12月に開館予定であります勝浦市芸術文化交流センターは、地域住民の相互交流を目的とし、芸術文化、交流、また、コミュニティ活動を支える中核的な施設として、また、交流人口拡大による活力あるまちづくりを推進する拠点として、開館後の活用が期待されています。

今後は、この勝浦市芸術文化交流センターをこれまでの公民館及び集会所の中核的な位置づけとなる施設とし、公民館及び集会所の交流活動を各地区に分散していく考えから、現在の興津公民館は、公民館事業を継承しながら、より一層の社会教育事業の推進及び地域交流の場として、幅広い学習活動を支援できる施設にしようとするものであります。

このようなことから、興津公民館を興津集会所とすることとし、勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正するとともに、勝浦市公民館条例を廃止し、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、現在、小学校6年生までの入院及び通院に係る医療費助成を、また、中学生にあっては入院に係る医療費を助成しているところでありますが、さらなる子どもの保健対策及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、新たに通院に係る医療費の助成対象を中学校3年生まで拡充すべく本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、国において母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充を図るため、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日から一部が施行されることに伴い、本市において母子世帯を対象としております高校就学費補助の対象を父子世帯等にも支援の拡充を図るため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第34号 工事請負変更契約の締結についてであります。本案は、現在建設中の勝浦市芸術文化交流センターの本体工事につきまして、インフレスライド条項の適用による工事請負契約の増額の変更契約を締結しようとするものであります。

インフレスライド条項の適用につきましては、建設工事請負契約書第26条第6項で「予期

することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」とされており、これに基づき請負者、前田建設工業株式会社千葉営業所から、書面にてインフレスライド協議の請求がなされたものであります。

このため、国の運用に沿って、残りの工事量をもとに労務単価及び材料単価等について見直しを行い、インフレスライドによる増額分を1,078万8,621円と算出した上で、前田建設工業に対し、金額を提示し、協議が整ったものであります。これに伴い、工事請負契約額を1,078万8,621円増額し、変更後の契約金額を20億7,364万1,781円として、請負者、前田建設工業株式会社千葉営業所と工事請負変更契約を締結しようとするものであります。

なお、本案に係る予算につきましては、継続費の通次繰越額の範囲内で対応し、平成26年8月22日に仮契約を締結しており、本案を議決いただきました暁には、本契約を締結する考えであります。

以上で、議案第30号から議案第34号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第35号から議案第38号までの提案理由を申し上げます。

初めに、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に2億1,008万6,000円を追加し、予算総額を108億4,661万円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、情報管理費を主に719万1,000円を追加し、民生費におきましては、生活保護総務費を主に7,315万3,000円を追加し、衛生費におきましては、塵芥処理費を主に1,391万4,000円を追加し、農林水産業費におきましては、林業費を主に1,640万6,000円を追加し、商工費におきましては、観光費に4,840万円を追加し、土木費におきましては、道路新設改良費を主に1,761万2,000円を追加し、消防費におきましては、災害対策費に1,028万2,000円を追加し、教育費におきましては、芸術文化交流センター費を主に412万8,000円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費に1,900万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に分担金及び負担金102万2,000円、使用料及び手数料14万1,000円、国庫支出金1,969万円、県支出金1,779万7,000円、寄附金1,400万円、繰越

金8,780万4,000円、諸収入94万円、市債6,869万2,000円を追加計上しようとするものであります。

債務負担行為におきましては、認定こども園整備事業設計委託分の期間を平成27年度まで、限度額2,669万7,000円として追加しようとするものであります。

地方債におきましては、過疎地域自立促進特別事業債ほか3件を追加し、(仮称)市民文化会館建設事業債ほか3件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります、今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に960万9,000円を追加し、予算総額を28億6,451万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、後期高齢者支援金等におきましては、後期高齢者支援金に13万6,000円を追加し、前期高齢者納付金等におきましては、前期高齢者納付金に2万1,000円を追加し、介護納付金におきましては、介護納付金を18万5,000円減額し、諸支出金におきましては、償還金に963万7,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰越金960万9,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算についてであります、今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に1億126万1,000円を追加し、予算総額を22億8,042万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、諸支出金におきましては、償還金及び還付金に5,683万1,000円を追加し、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に4,443万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源といたしまして、歳入予算に繰越金1億126万1,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第38号 平成26年度 勝浦市水道事業会計補正予算についてであります、今回の補正予算は、収益的支出の補正であります。収益的支出で204万2,000円を追加しようとするものであります。この内訳は、総係費で204万2,000円を追加しようとするものであります。

以上で、議案第35号から議案第38号までの提案理由の説明を終わります。

○議長(岩瀬義信君) この際、担当課長から補足説明を求めます。関財政課長。

[財政課長 関 利幸君登壇]

○財政課長(関 利幸君) 命によりまして、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算(第3号)の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算にあわせ説明させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、20ページをお開き願います。総務費であります。一般管理費の委託料112万円であります、行政手続法の一部改正に伴う行政手続制度の対象となる事案の抽出及びその対処等に係る支援経費として100万円、また、自衛官募集に係る懸垂幕作成経費として12万円を

計上いたしました。なお、自衛官募集に係る懸垂幕作成経費につきましては、歳入予算に同額、国の委託金を計上しております。

次に、財産管理費の55万7,000円及び情報管理費の250万9,000円の計上であります。庁舎駐車場内の誘導標識設置、芸術文化交流センターへのネットワーク回線等の敷設に係る経費等で、これらはいずれも、芸術文化交流センターの供用開始に伴うものであります。

なお、情報管理費には、当初予算で経費を計上しております社会保障・税番号制度システム整備について、国の補助金が示されたことから480万円の歳入予算を計上しております。

次に、21ページの賦課徴収費の役務費100万円の計上であります。名木・木戸地区における相続人不明財産に係る管理人の選任申立て経費であります。

22ページをお開き願います。民生費であります。障害者福祉費の委託料95万5,000円及び扶助費133万5,000円の計上であります。これらはいずれも、当初予算で見込みました事業量を上回る利用希望に対応しようとするものであります。

なお、舗装具費支給事業及び訪問入浴サービス事業につきましては、歳入予算の国庫支出金及び県支出金に国及び県が負担すべき額を計上しております。

次に、児童福祉総務費の委託料1,420万7,000円の計上であります。認定こども園整備に伴うかつうら第2放課後ルーム整備に係る地質調査及び設計業務委託料であります。

次に、23ページの母子福祉費30万円の計上であります。本議会に改正条例案を提出しております母子及び父子世帯等高等学校等就学費補助金に係るものでありまして、母子及び寡婦福祉法の一部改正により父子世帯等に支援の拡充が図られることに伴うものであります。

次に、保育所費であります。歳出予算の計上はございませんが、上野保育所で実施しております一時預かり事業に係る財源が、安心こども基金事業から保育緊急確保事業に変更になったことから、財源の振替を行うものであります。

次に、認定こども園費の委託料2,714万円の計上であります。認定こども園整備に係る地質調査及び設計業務委託料であります。

25ページをお開き願います。衛生費であります。予防費の感染症等予防接種事業392万円の計上であります。本年10月から定期予防接種となる高齢者に係る肺炎球菌ワクチン予防接種及び水痘予防接種に係る業務委託料であります。

同じく予防費のがん検診推進事業178万2,000円の計上であります。無料クーポン券の活用による女性の受診促進及び正しい健康認識の普及啓発を図るための経費であります。

なお、歳入予算の国庫補助金に、がん検診推進事業補助金として89万円を計上しております。

26ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業委員会費に414万8,000円の計上であります。農地法の一部改正に伴い農地台帳整備が必要になったことによる経費の計上でありまして、全額、県補助金の充当を予定しております。

次に、農地費256万2,000円の計上であります。西宿戸2号線に係る農道維持補修工事費43万2,000円及び名木・木戸地区の圃場整備事業採択に係る調査、計画検討委託経費213万円であります。

なお、歳入予算に農道整備に係る分担金として6万4,000円を見込んでおります。

次に、林業費969万6,000円の計上であります。興津字家名地先の小規模治山緊急整備工事費として958万円、総野地区育林組合を事業主体とする森林整備事業として11万6,000円の計上

でありまして、これらはいずれも県補助金を活用しての事業であります。

次に、27ページの商工費であります。観光費に4,840万円の計上であります。出水駐車を本年4月から供用開始したことによる駐車場開閉に係る委託予算の不足額30万9,000円、鵜原海岸公衆トイレ改修に係る経費2,542万4,000円及び旧勝浦警察署跡地購入に係る経費2,266万7,000円であります。

なお、鵜原海岸公衆トイレ改修につきましては県補助金を予定しておりますが、県議会での予算承認が得られておりませんので、12月補正にて計上したいと考えております。

また、今回の補正予算の歳入に計上しております観光地魅力アップ整備事業補助金1,000万円につきましては、6月補正予算に計上しました旧勝浦警察署跡地市営駐車場整備に係るものであります。

28ページをお開き願います。土木費であります。道路新設改良費810万円の計上であります。部原川津勝浦線に係る道路局部改良工事費650万円及び当初予算で見込んでおりました道路舗装修繕工事費が労務単価等の高騰により不足する額160万円であります。

次に、29ページの都市計画総務費43万2,000円の計上であります。千葉県都市計画の見直しに伴う本市都市計画のマスタプラン見直しに係る経費であります。

30ページをお開き願います。消防費であります。非常備消防費であります。歳出予算の計上はございませんが、消防団員に係る装備品への助成決定がありましたので、財源の振替を行うものであります。

次に、災害対策費1,028万2,000円の計上であります。各地区からの要望に対する避難路整備経費として1,000万円及び災害時の通信確保のための通信機器の借上げ料等として28万2,000円の計上であります。

なお、避難路整備工事費1,000万円につきましては、財源として、交付税算入率の高い、緊急防災・減災事業債を活用するものであります。

次に、31ページの教育費であります。小学校費の学校管理費8万7,000円の計上であります。スクールバス廃車に係る手数料であります。

次に、中学校費の学校管理費41万円の計上であります。勝浦中学校敷地内の側溝修繕経費であります。

次に、(仮称)市民文化会館建設事業費であります。歳出予算の計上はございませんが、寄附金受納、インフレスライドの適用及び事業内容精査による財源の振替であります。

次に、芸術文化交流センター費253万1,000円の計上であります。舞台音響照明操作業務等、管理運営に係る経費として49万1,000円、竣工式に係る経費として204万円の計上であります。

33ページをお開き願います。災害復旧費であります。道路橋りょう等災害復旧費に1,900万円の計上であります。これらはいずれも単独災害復旧費でありまして、平田地区の大谷川に係る災害復旧工事費として400万円、小羽戸地区の上蔵ヶ原下蔵ヶ原線支線に係る災害復旧工事費として1,500万円の計上であります。

なお、橋りょう災害復旧工事費につきましては、被災した小羽戸1号橋の復旧は行わず、代替道路の整備を予定するものであります。

また、災害復旧の財源としては、全額地方債を予定するものであります。

以上のほか、歳入予算におきまして、限度額が示されましたがんばる地域交付金1,146万

6,000円を計上し、鶴原海岸公衆トイレ改修工事に496万6,000円を、部原川津勝浦線に係る道路局部改良工事に650万円をそれぞれ財源として見込んでおります。

そのほか、過疎地域自立促進特別事業債として3,500万円を計上し、重度心身障害者医療費支給事業に1,240万円を、子ども医療費助成事業に2,100万円を、遠距離通学児童対策事業に160万円を充当するものであります。

また、当初予算及び6月補正予算に計上した市営駐車場整備経費などに充当するため、7,520万円の過疎対策事業債を計上しております。

次に、債務負担行為の補正であります。恐れ入りますが、4ページをお開き願います。認定こども園整備に係る設計委託経費でありまして、期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、5ページの地方債の追加及び変更であります。過疎地域自立促進特別事業債ほか3件の追加及び道路改良等事業債ほか3件の変更であります。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第3号）の補足説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。
午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号ないし議案第43号、以上5件を一括議題といたします。

本案については議案第39号ないし議案第42号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第43号は利益の処分及び決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま、議題となりました議案第39号から議案第43号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成25年度の各会計決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第39号についてであります。本案は、平成25年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成25年度の本市の財政運営につきましては、国の緊急経済対策にあわせ、学校給食共同調理場や防災備蓄センター、潮風散歩道トイレの建設事業などを実施するとともに、地域の元気臨時交付金を活用し、道路整備事業、防災対策事業、公園整備事業のほか保育所環境改善事業などを実施いたしました。

また、歳入の根幹であります市税等の確保に努める一方で、歳出面では節減・合理化に努めつつ、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施いたしました。

まず、教育・文化の充実として、安全で安心な教育環境の確保を図るため、勝浦中学校体育館の改築を初め、北中学校、勝浦小学校、豊浜小学校、総野小学校の各体育館の耐震補強及び大規模改修に加え、学校給食共同調理場の改築や障害を持つ児童の適切な教育支援を図るため

の特別支援教育支援員配置事業などを実施するとともに、継続事業である芸術文化交流センターの建設工事を実施いたしました。

次に、防災・災害対策の充実として、防災備蓄センターの建設、川津南トンネルの改修、避難路の整備のほか、災害時の通信対策としての衛星電話整備や自主防災組織の推進に加え、災害用物資などの備蓄強化に取り組みました。

次に、保健・福祉の充実として、子ども医療費助成事業、未熟児養育医療費給付事業の実施に加え、とよはま放課後ルームの開設、上野保育所の園庭拡張整備、子ども・子育て支援事業計画策定に向けた基礎調査の実施や認定こども園整備に向けた基本構想の策定に取り組みました。

次に、産業の振興として、産地水産業強化支援事業、青年就農給付金事業の実施に加え、2013関東・甲信越B-1グランプリin勝浦開催に係る支援や、潮風散歩道トイレの整備のほか、有料道路利用観光振興事業などを実施いたしました。

そのほか、勝浦駅エレベーター設置費補助事業や都市計画マスタープラン策定事業など、行政全般にわたる施策事業の推進により市民福祉の維持・向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で117億8,669万9,226円、歳出で112億2,471万1,420円であります。歳入歳出差引残額は、5億6,198万7,806円となりました。

この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で30億3,699万2,021円の増、歳出で29億8,686万4,233円の増であります。

次に、議案第40号についてであります。本件は、平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定についてであります。決算規模は、歳入で30億8,762万3,614円、歳出で28億7,688万6,098円であります。歳入歳出差引残額は、2億1,073万7,516円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、18億8,147万3,924円で、前年度の18億539万8,794円に対し、7,607万5,130円の増となりました。

次に、直営診療施設勘定についてであります。決算規模は、歳入で6,605万6,524円、歳出で6,552万2,112円あります。歳入歳出差引残額は、53万4,412円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ6,753人となりました。

次に、議案第41号についてであります。本件は、平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で2億2,007万6,913円、歳出で2億1,941万6,417円あります。歳入歳出差引残額は、66万496円となりました。

本会計は、法令により、市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査を実施いたしました。

次に、議案第42号についてであります。本件は、平成25年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。決算規模は、歳入で22億507万9,498円、歳出で21億381万7,476円あります。歳入歳出差引残額は、1億126万2,022円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は、19億854万9,993円で、前年度の17億9,193万3,204円に対し、1億1,661万6,789円の増となりました。

次に、議案第43号についてであります。本件は、平成25年度勝浦市水道事業会計利益の処

分及び決算の認定についてであります。

初めに、利益の処分についてであります。平成25年度勝浦市水道事業会計決算に伴う剰余金につきましては、剰余金処分計算書のとおり、未処分利益剰余金 1 億6,178万9,842円のうち減債積立金に360万円を積み立て、建設改良積立金に7,000万円を積み立て、残余の8,818万9,842円を繰り越そうとするものであります。

続きまして、決算の認定についてであります。平成25年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量310万8,642立方メートル、1日最大給水量1万1,551立方メートル、1日平均給水量8,517立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出におきましては、水道事業収入 7 億6,202万2,150円に対し、水道事業費用 6 億9,080万8,264円で、7,121万3,886円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入9,810万4,300円に対し、資本的支出は、3 億1,684万1,603円であります。

なお、この資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、2 億1,873万7,303円は、当年度分消費税資本的収支調整額762万3,439円、当年度分損益勘定留保資金 1 億2,919万7,296円及び建設改良積立金8,191万6,568円で、補填いたしました。

以上で、議案第 3 9 号から議案第 4 3 号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、報告第 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上 2 件について市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第 3 号及び報告第 4 号について申し上げます。

初めに、報告第 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する報告であります。平成25年度勝浦市一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第 2 条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定による報告であります。平成25年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第 2 項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この報告につきましても報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） それでは、議案第39号ないし議案第42号の決算認定について、議案第43号の利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第3号及び報告第4号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。市川代表監査委員。

〔代表監査委員 市川愼一君登壇〕

○代表監査委員（市川愼一君） ただいま議長からご指名がございましたので、平成25年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、丸監査委員ともども慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものとして認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営成績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものとして認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配布してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成25年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（岩瀬義信君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月9日は議案調査等のため、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、明9月9日は休会することに決しました。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

9月10日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時24分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第27号～議案第29号の総括審議
1. 議案第30号～議案第43号の議案上程・説明、報告第3号～報告第4号の報告
1. 休会の件